

ずわいがに漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第2班までご連絡下さい。

電話番号: 03-6744-2363(直通)
FAX番号: 03-3501-1019

(令和6年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

許可番号	船名	総トン数	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域
第110号	第八寿海丸	19	かご	1
第111号	第21清幸丸	19	かご	1
第112号	111天祐丸	19	かご	1
第113号	松栄丸	19	かご	1
第115号	第三菊栄丸	19	かご	1
第116号	第三十五事代丸	19	かご	1
第117号	第二十八常盤丸	113	かご	1
第121号	富喜丸	19	かご	1
第123号	第八大岩丸	75	かご	1
第270号	金竜丸	19	かご	3
第271号	第五星丸	19	かご	3
第276号	第十二久栄丸	14	かご	3
第277号	第八十一萬漁丸	14	かご	2

(操業区域)

- 1 新潟県と富山県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西の日本海の海域(A海域)
- 2 秋田県雄物川河口中央から真方位270度の線と同県森山山頂から磁針方位296度の線間における水深300メートルから水深500メートルの海域
- 3 新潟県の沖合海面(ただし、次の海域に限る。)
 - (1)最大高潮時海岸線上新潟富山両県界正北の線以東、新潟県糸魚川市姫川河口中心点から正北の線以西の海域のうち水深200メートルから600メートルの海域。
 - (2)新潟県佐渡市田切須崎突端正西の線と同市沢崎鼻燈台中心点と同県上越市直江津港中央ふとう燈台中心点とを結ぶ線との間の海域のうち同県佐渡島最大高潮時海岸線から沖合4海里以内の海域。
 - (3)新潟県佐渡市沢崎鼻燈台中心点と同県上越市直江津港中央ふとう燈台中心点とを結ぶ線と同県新潟市新川河口中心点と同県佐渡市鴻ノ瀬鼻燈台中心点とを結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。
 - (4)新潟県新潟市新川河口中心点と同県佐渡市鴻ノ瀬鼻燈台中心点とを結ぶ線と同市姫崎燈台中心点正東の線との間の海域のうち同県佐渡島最大高潮時海岸線から沖合4海里以内の海域。

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。